

柳ヶ瀬広場整備事業実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 摘要

本実施要領は、柳ヶ瀬広場整備事業実施設計業務（以下「本業務」という。）を行う事業者を公募型プロポーザル方式により公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものである。応募者は、本実施要領の内容を踏まえ、技術提案書及び関係書類を提出するものとする。

2 目的

令和4年3月に都市計画決定した柳ヶ瀬広場は、「岐阜駅周辺」から「ぎふメディアコスモス」までをつなぐ本市のセンターゾーンの中心である「柳ヶ瀬」のほぼ中央に位置し、四方を通路に囲まれた面積約1,300㎡の立地条件を有する、県内で初めての都市計画法に基づいた都市施設として都市計画決定された広場である。本市が持続的に発展するためのエンジンとなる重要なエリアである柳ヶ瀬の再生に向けて、まちなみと調和し、まちづくり活動の拠点やイベントなどに活用できる空間として、広場整備を進めるものである。

現在、柳ヶ瀬広場の計画地の一部では、地元商店街やまちづくり会社などが中心となり、マーケットイベントが毎月開催されるなど、市内外から若い人たちを中心に多くの方が訪れ、柳ヶ瀬のにぎわいに繋がっている。広場整備にあたっては、日常的に訪れ、憩い、うるおうことができるとともに、イベント空間などにも活用できる機能の確保や、開放感、風通し、陽ざしなどの確保といったまちなみにおける環境を整えることに加え、防災機能を兼ね備えた安心安全の空間整備、地下空間の有効的な活用が求められる。

本プロポーザルは、前述した現状を踏まえ、柳ヶ瀬のさらなる魅力の創出とまちの価値の向上を実現するとともに、このまちづくり活動の拠点となる広場を「住む人」、「訪れる人」を結びつける重要なコンテンツとして、交流空間やレクリエーション空間など、多様な機能を有した空間として整備することにより、柳ヶ瀬のさらなる魅力の創出とまちの価値の向上に繋げていくため、柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する事業者を選定するものである。

3 業務内容等

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名 | 柳ヶ瀬広場整備事業実施設計業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「柳ヶ瀬広場整備事業実施設計業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月21日まで |
| (4) 予定価格 | 39,900,300円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む） |

4 担当部局

岐阜市都市建設部公園整備課（庁舎15階）

住所 〒500-8701 岐阜県岐阜市司町40番地1

TEL 058-214-2183

電子メール kouen@city.gifu.gifu.jp

担当 平松、山上

5 実施スケジュール

本プロポーザルの予定は下記のとおりとする。

なお、技術提案書を提出した者が少数である場合は、第一次審査と第二次審査を同日に行う場合がある。この場合は、第一次審査日を第一次審査および第二次審査日とし、9月11日(水)までに、技術提案書を提出した者に第一次審査および第二次審査日の時間及び会場等の詳細について通知をする。

内 容	期 間
実施要領の公表（公告）	令和6年8月13日（火）
現場説明会	令和6年8月19日（月）
参加表明書及び技術提案書に関する質問受付期限	令和6年8月22日（木）
質問の回答	令和6年8月28日（水）
参加表明書提出期限	令和6年8月30日（金）
技術提案書提出期限	令和6年9月11日（水）
第一次審査（書類審査）	令和6年9月20日（金）
第一次審査結果通知発送	令和6年9月24日（火）
第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和6年9月27日（金）
第二次審査結果通知発送、審査結果の公表	令和6年10月上旬

注釈 上記日程は変更となる場合がある。

6 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たした企業とする。

(1) 資格要件

参加者（設計共同体の場合は代表構成員及び構成員）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

ア 岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第2条に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の中立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 参加表明書提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止を受けていないこと。

オ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。

カ 設計共同体の場合は、構成員の組合せは岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第2条に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、岐阜市に本店を有する企業を含む組合せとするものとし、構成員の数は3者以内とすること。

(2) 実績要件

参加者（設計共同体の場合は代表構成員）は、平成16年4月以降に、次の各号のいずれかの業務を元請（設計共同体の場合は代表構成員）で受託し、公告日現在において当該業務が完了している企業であること。

- ア 国または地方公共団体の都市公園に関する計画又は設計業務
- イ アを除く公園に関する計画又は設計業務

(3) 配置技術者要件

参加者（設計共同体の場合は代表構成員）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- ア 管理技術者（※1）として、技術士（建設部門）である者を本業務に配置できること。
- イ 照査技術者（※2）として、技術士（建設部門）である者を本業務に配置できること。
- ウ 主任担当技術者（※3）として、一級建築士である者を本業務に配置できること。
- エ 管理技術者及び照査技術者、主任担当技術者は各1名とし兼任していないこと。

注※1 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者をいう。

※2 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者をいう。

※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

7 事業計画の概要

(1) 場所

岐阜市日ノ出町1丁目地内

(2) 施設規模

約0.13ha

(3) 整備スケジュール（予定）

令和6年度 実施設計

令和7年度 工事着手

令和8年度 工事完了

8 審査方法及び評価項目

本プロポーザルは公募型プロポーザルとする。審査は二段階審査方式で実施し、選定にあたっては、第一次審査と第二次審査の得点を合算する。

なお、第一次審査と第二次審査の合計得点が同一となった場合は、審査委員会で協議のうえ、順位付けを行う。

(1) 第一次審査

参加表明書及び技術提案書に基づく書類審査を行い、第二次審査対象者を上位5者程度選定する。

提出書類	No	評価項目	評価基準	配点	
参加表明書	1	事務所の能力	事務所の過去の業務実績（件数）、業務の表彰歴の有無を評価する。設計共同体の場合は構成員の事務所能力についても評価の対象とする。	20	
	2	技術者の能力	管理技術者の能力	管理技術者の過去の業務実績（件数）、実務経験年数を評価する。	20
			照査技術者の能力	照査技術者の過去の業務実績（件数）、実務経験年数を評価する。	10
			主任担当技術者の能力	主任担当技術者の過去の業務実績（件数）、資格を評価する。	10
技術提案書	3	業務の実施方針	業務への取組み方針および工程管理について評価する。	20	
	4	業務の実施体制	業務の実施体制について評価する。	20	
計				100	

(2) 第二次審査

技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、第一次審査と第二次審査の合計得点の上位から受託候補者及び次点候補者を選定する。ただし、合計得点が満点の60%に満たない場合は、受託候補者及び次点候補者に選定しないものとする。

提出書類	No	評価項目	評価基準	配点
技術提案書	1	業務の理解度と取組意欲	業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取り組む姿勢がうかがえる場合に優位に評価する。	10
	2	特定テーマに対する技術提案	特定テーマについて、その的確性、創意工夫、実現性を考慮して総合的に評価する。	90
見積書	3	実施設計業務委託の見積額	予定価格に対して妥当である。	20
計				120

【特定テーマ】

本市のセンターゾーンの中心の「柳ヶ瀬エリア」のほぼ中央に位置する立地状況を踏まえ、当広場が核となり「①住む人、訪れる人が日常的に集い、憩い、うるおうことのできる、賑わいあふれる広場及び地下空間の整備方針」と「②周辺店舗との連携方策」、「③既存施設（アクアージュ柳ヶ瀬、道路空間）との一体的な活用方法」、「④管理運営の考え方」について

(3) 審査委員会

審査は、「柳ヶ瀬広場整備事業実施設計業務委託事業者審査委員会」が行う。

9 書類の提出期間、提出方法等

(1) 現場説明会参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を検討する者は、下記のとおり現場説明会参加申込書（別紙 1）を提出すること。なお、現場説明会の参加者は 1 社につき 2 名までとする。会場及び日程等の詳細については、現場説明会参加申込書を提出した者へ 8 月 15 日（木）に電子メールで通知する。

- ・提出期間 令和 6 年 8 月 13 日（火）～令和 6 年 8 月 15 日（木）正午必着
- ・提出方法 「4 担当部局」まで電子メールで提出するものとし、電話にて着信確認を行うこと。（電話は土・日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで。（ただし、正午から午後 1 時までを除く。））

(2) 関連図面等貸与申請書の提出

本プロポーザルへの参加を検討し、下記のとおり関連図面等貸与申請書（別紙 2）（以下「貸与申請書」という。）を提出した者に対し、関連図面（既存建物図面）等を送付する。

- ・提出期間 令和 6 年 8 月 13 日（火）～令和 6 年 8 月 22 日（木）
- ・提出方法 「4 担当部局」まで電子メールで提出するものとし、電話にて着信確認を行うこと。（電話は土・日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで。（ただし、正午から午後 1 時までを除く。））
- ・その他 貸与資料は、貸与申請書が提出され次第、順次、電子メールにて送付する。

(3) 参加表明書の提出

- ・提出期間 令和 6 年 8 月 13 日（火）～令和 6 年 8 月 30 日（金）
（土・日は除く、午前 9 時から午後 5 時まで。（ただし、正午から午後 1 時までを除く。））
- ・提出書類 12(3)参加表明書提出様式一覧のとおり
- ・提出方法 各書類を「12(3)参加表明書提出様式一覧」に記載する順にクリップ留めをし、「4 担当部局」まで持参又は郵送で提出すること。
郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「柳ヶ瀬広場整備事業参加表明書在中」と朱書きのうえ、提出期間内に必着のこと。
- ・その他 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(4) 技術提案書の提出

- ・提出期間 令和6年8月13日(火)～令和6年9月11日(水)
(土・日は除く、午前9時から午後5時まで。(ただし、正午から午後1時までを除く。))
- ・提出書類 12(4)技術提案書提出様式一覧のとおり
- ・提出方法 各書類を「12(4)技術提案書提出様式一覧」に記載する順にクリップ留めをし、「4 担当部局」まで持参又は郵送で提出すること。
郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「柳ヶ瀬広場整備事業技術提案書在中」と朱書きのうえ、提出期間内に必着のこと。
- ・その他 「5 実施スケジュール」に示す技術提案書提出期限までに技術提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。
要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(5) 参加表明書及び技術提案書に関する質問の受付及び回答

質問は、文書(書式は自由、ただしA4判とする。)により行うものとする。

- ・受付期間 令和6年8月13日(火)～令和6年8月22日(木) 正午必着
- ・提出方法 「4 担当部局」まで電子メールで送信すること。
使用するファイル形式は、Microsoft Word2016形式以下又はPDFファイル形式に限る。
なお、電子メール送信後、午前9時から午後5時まで(ただし、土・日及び正午から午後1時までを除く。)の間に電話で担当部局に着信の確認をすること。
また、文書には、担当窓口の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。
- ・回答方法 質問に対する回答は、令和6年8月28日(水)までに質問者を伏せた形で市のホームページで公表する。
なお、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

10 審査結果の通知

(1) 第一次審査の結果の通知

第一次審査の結果については、令和6年9月24日（火）に参加表明書及び技術提案書を提出した全ての参加者（設計共同体の場合は代表構成員）に文書で通知する。なお、選考結果に関する問い合わせや、異議申し立ては受け付けない。

第一次審査および第二次審査を同日に実施する場合は、第一次審査の結果の通知を第一次審査および第二次審査の結果の通知とする。

(2) 第二次審査の結果の通知

第二次審査の結果については、令和6年10月上旬までに全ての第二次審査の参加者（設計共同体の場合は代表構成員）に文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。なお、最優秀者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を公表するものとし、選定結果に関する問い合わせや、異議申し立ては受け付けない。

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

第二次審査として実施するプレゼンテーション及びヒアリングは以下のとおりとする。

第一次審査および第二次審査を同日に実施する場合の日程は「5 実施スケジュール」に記載のとおりとし、その他は以下のとおりとする。

- ・ 日程 令和6年9月27日（金）
なお、時間及び会場等の詳細については、別途通知する。
- ・ 出席者 管理技術者及び主任担当技術者を必ず含み、合計4名まで（設計共同体の場合は構成員を含める。）とする。
- ・ 備品等 会場にはプロジェクター、スクリーン及びパソコンを用意するので、技術提案書に基づく説明の際に用いてもよい。
映し出す内容（PDF形式）は、様式8、9、10の内容に限るものとし、追加資料は認めない。なお、PDFデータの提出方法については、第二次審査の参加者に文書で通知する。
- ・ 実施方法 技術提案書に基づく説明と、委員からの質問に対する回答を行う。
また、提出された技術提案書のみを使用し、追加の資料の配付は認めない。
なお、プレゼンテーションは15分以内及びヒアリングは10分程度とする。

12 提出書類

(1) 現場説明会参加申込書

提出様式	留意事項	提出部数
現場説明会参加申込書 (別紙 1)	・代表者印を押印し、電子化した書類を電子メールで提出すること。	1

(2) 関連図面等貸与申請書

提出様式	留意事項	提出部数
関連図面等貸与申請書 (別紙 2)	・代表者印を押印し、電子化した書類を電子メールで提出すること。	1

(3) 参加表明書提出様式一覧

提出様式	留意事項	提出部数
参加表明書 (様式 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者印を押印すること。 ・設計共同体の場合は代表構成員及び構成員の代表者印を押印すること。また、別添 1「競争参加資格審査申請書」及び別添 2「設計共同体協定書」を提出すること。 	1
事務所の概要 (様式 2)	<ul style="list-style-type: none"> ① 管理技術者、照査技術者及び主任担当技術者 <ul style="list-style-type: none"> ・様式 4、様式 5 及び様式 6 から転記する。 ②事務所の体制 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の技術職員数及び資格を記載する。 ・設計共同体の場合は代表構成員及び構成員の事務所体制を記載する。 	10
事務所の業務実績 (様式 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年 4 月以降に、都市公園又は公園に関する計画又は設計業務を元請で受託し、公告日現在において当該業務が完了していること。 ・設計共同体の場合は代表構成員の業務実績を必須とするが、構成員について業務実績がある場合も記載してよい。 ・最大 5 件記載する。(設計共同体の場合は、代表構成員および構成員の業務実績を合わせて最大 5 件とする。) ・当該業務に関し、事務所が表彰(技術者表彰を含む)を受けたことがある場合は、表彰年月、表彰名称及び順位等、表彰主催者名を記載する。 	10

<p>管理技術者の 業務実績 (様式 4)</p>	<p>①管理技術者の業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 4 月以降に携わった、次の各号のいずれかの業務のうち、公告日現在において当該業務が完了している業務を記載する。 最大 3 件記載する。 受注形態欄には、単独または共同体の区分を記載するとともに、共同体の場合は他の構成員を括弧内に記載すること。 業務概要欄には、公園規模等及び関わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者等）を括弧内に記載する。 <p>②手持業務の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加表明書提出日時点の手持ちの業務を記載する。 業務概要欄には、業務に関わっている立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者等）を括弧内に記載する。 	<p>10</p>																								
<p>照査技術者の 業務実績 (様式 5)</p>	<p>管理技術者の業務実績（様式 4）と同じ。</p>	<p>10</p>																								
<p>主任担当技術者の業務実績 (様式 6)</p>	<p>管理技術者の業務実績（様式 4）と同じ。 設計共同体の場合は、代表構成員及び構成員の分担業務を担う者を記載する。なお、一つの分担業務を複数の企業が共同して実施しないこと。</p>	<p>10</p>																								
<p>添付書類</p>	<p>(1) 法人登記簿謄本の写し（設計共同体の場合は、代表構成員及び構成員）</p> <p>(2) 管理技術者、照査技術者、主任担当技術者の資格証の写し</p> <p>(3) 様式 3 に記載した事務所の業務実績、様式 4 に記載した管理技術者の業務実績、様式 5 に記載した照査技術者の業務実績、様式 6 に記載した主任担当技術者の業務実績を証する書類（下記表の A から C）。なお、これらの書類は、業務ごとに束ね、左肩でホチキス留めすること。</p> <table border="1" data-bbox="459 1451 1257 1809"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>様式 3 事務所</th> <th>様式 4 管理 技術者</th> <th>様式 5 照査 技術者</th> <th>様式 6 主任担当 技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>契約書の写し</td> <td>○</td> <td>○ (注 1)</td> <td>○ (注 1)</td> <td>○ (注 1)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>仕様書の写し</td> <td>○</td> <td>○ (注 2)</td> <td>○ (注 2)</td> <td>○ (注 2)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>表彰歴を証する書類（賞状の写し等）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 業務実績が様式 3、様式 4、様式 5、様式 6 で重複する場合は、重複する書類の添付を省略することができる。</p> <p>(注 2) 仕様書の写しは、設計内容（公園規模、公園種別等）を証する書類を添付する場合はこれに替えることができる。</p>			様式 3 事務所	様式 4 管理 技術者	様式 5 照査 技術者	様式 6 主任担当 技術者	A	契約書の写し	○	○ (注 1)	○ (注 1)	○ (注 1)	B	仕様書の写し	○	○ (注 2)	○ (注 2)	○ (注 2)	C	表彰歴を証する書類（賞状の写し等）	○	—	—	—	<p>各 1</p>
		様式 3 事務所	様式 4 管理 技術者	様式 5 照査 技術者	様式 6 主任担当 技術者																					
A	契約書の写し	○	○ (注 1)	○ (注 1)	○ (注 1)																					
B	仕様書の写し	○	○ (注 2)	○ (注 2)	○ (注 2)																					
C	表彰歴を証する書類（賞状の写し等）	○	—	—	—																					

(4) 技術提案書提出様式一覧

提出様式	留意事項	提出部数
技術提案書 (様式 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者印を押印すること。 ・ 設計共同体の場合は代表構成員及び構成員の代表者印を押印すること。また、技術提案書の提出までに設計共同体としての資格の認定を受けていること。 	1
業務の実施方針および業務の実施体制 (様式 8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務を実施する上での実施方針及び業務の実施体制について、A4 判 1 枚 (様式 8) で記述する。 ・ 提出者 (設計共同体を含む) を特定することができる内容の記述を記載してはならない。 	10
業務の理解度と取組意欲 (様式 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務を実施する上での課題や問題点をどのように把握しているか。また、業務に対し、どのような姿勢で取り組もうとしているかについて、A4 判 1 枚 (様式 9) で記述する。 ・ 提出者 (設計共同体を含む) を特定することができる内容の記述を記載してはならない。 	10
特定テーマ提案書 (様式 10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定テーマに対する提案は、A4 判 4 ページ以内 (様式 10) でまとめること。 ・ 提案は、文章とそれを補完するイメージ図等で表現し、基本的な考え方を簡潔に記述するとともに、概算工事費を明示すること。 ・ 特に指示のない限り、具体的な設計図、模型 (模型写真を含む)、透視図等 (コンピューターグラフィックスによるものを含む) は要求しない。 ・ 提出者 (設計共同体を含む) を特定することができる内容の記述を記載してはならない。 	10
見積書 (様式 11-1、11-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 11-1 には代表者印 (設計共同体の場合は代表構成員及び構成員それぞれの代表者印) を押印すること。 ・ 様式 11-2 には記載の項目毎の設計内訳を記入すること。 	1

13 設計業務の委託

- (1) 本プロポーザルによって最優秀となった者を本業務の受託候補者として契約条件を協議の上、随意契約によって委託契約を締結するものとする。
ただし、受託候補者に事故等があり、契約が不可能になった場合は、次点候補者から順に繰り上がるものとする。この場合、岐阜市は一切の責を負わないものとする。
- (2) 契約手続は、岐阜市契約規則（昭和 39 年岐阜市規則第 7 号）の規定に定めるところによる。
- (3) 本業務において実施する構造計算適合性判定等その他法令等で必要とされる書類作成業務及びこれにかかる一切の費用は、委託契約に含めるものとする。

14 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の提出は、応募者 1 者につき各 1 案とする。
- (3) この提案の作成に要した費用、旅費、その他この提案に関する一切の経費は応募者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をしたと本市が判断した場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定により資格停止措置を行うことがある。
- (5) 技術提案者の失格条項
次のいずれかに該当した者は失格とする。
 - ① 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない者
 - ② 本プロポーザルの公告をした以後、審査委員会委員に本業務に関する接触を求めた者
 - ③ 12(4)の提出書類の見積書における見積額について、3(4)の予定価格を超える者
- (6) 参加表明書及び技術提案書の取扱い
 - ① 提出された参加表明書及び技術提案書を、本市の了解なく公表、使用してはならない。
 - ② 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
 - ③ 提出された参加表明書及び技術提案書は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ④ 提出された参加表明書及び技術提案書、並びにその複製は、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は原則として認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の承諾を得なければならない。

- (8) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式任意）を令和6年9月11日（水）【技術提案書提出期限内】午後5時までに持参又は郵送（書留郵便とし、封筒には「柳ヶ瀬広場整備事業参加辞退書在中」と朱書きすること。）で提出すること。郵送の場合は提出期間内に必着のこと。
- (9) その他
- ① 技術提案書の作成のために本市より受領した資料は、本市の承諾なく公表、使用してはならない。
 - ② 提出された技術提案書等は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求により公開する場合がある。